〈表１〉

毎日検査

番号	検　査　項　目	評　価	検査回数
1	色	異常なし	１日に１回以上（省略不可）
2	濁り	異常なし	
3	消毒の残留効果（残留塩素測定）	0.1mg／L以上	

〈表２〉

法令に基づく水質検査（山田浄水場－山田配水池系の例）

番号	水 質 基 準 項 目	基　準　値	過去５年間の検査結果の最大値	過去の検査結果等から法令設定される検査頻度	山田町検査頻度	設 定 理 由
1	一般細菌	100集落/ml以下	0　集落/ml	１回／月	１回／月	省略不可項目
2	大腸菌	検出されないこと	不検出	１回／月	１回／月	省略不可項目
3	カドミウム及びその化合物	0.003 mg/L 以下	0.001　mg/L未満	１回／３年	１回／年	※２
4	水銀及びその化合物	0.0005 mg/L以下	0.00005　mg/L未満	１回／３年	１回／年	
5	セレン及びその化合物	0.01 mg/L 以下	0.001　mg/L未満	１回／３年	１回／年	
6	鉛及びその化合物	0.01 mg/L 以下	0.001　mg/L未満	１回／３年	１回／年	
7	ヒ素及びその化合物	0.01 mg/L 以下	0.001　mg/L未満	１回／３年	１回／年	
8	六価クロム化合物	0.02 mg/L 以下	0.005　mg/L未満	１回／１年	１回／年	
9	亜硝酸態窒素	0.04 mg/L 以下	0.004　mg/L未満	1回／３年	１回／年	省略不可項目
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01 mg/L 以下	0.001　mg/L未満	４回／年	４回／年	省略不可項目
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 mg/L 以下	0.6　mg/L	４回／年	４回／年	省略不可項目
12	フッ素及びその化合物	0.8 mg/L 以下	0.08　mg/L未満	１回／３年	１回／年	※２
13	ホウ素及びその化合物	1.0 mg/L 以下	0.02　mg/L未満	１回／３年	１回／年	
14	四塩化炭素	0.002 mg/L 以下	0.0002　mg/L未満	１回／３年	１回／年	
15	1,4-ジオキサン	0.05 mg/L 以下	0.005　mg/L未満	１回／３年	１回／年	
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L 以下	0.04　mg/L未満	１回／３年	１回／年	
17	ジクロロメタン	0.02 mg/L 以下	0.002　mg/L未満	１回／３年	１回／年	
18	テトラクロロエチレン	0.01 mg/L 以下	0.001　mg/L未満	１回／３年	１回／年	
19	トリクロロエチレン	0.01 mg/L 以下	0.003　mg/L未満	１回／３年	１回／年	
20	ＰＦＯＳ及びＰＦＯＡ　※４	0.000005 mg/L 以下	0.000005　mg/L 未満	４回／年	４回／年	省略不可項目
21	ベンゼン	0.01 mg/L 以下	0.001　mg/L未満	１回／３年	１回／年	※２
22	塩素酸	0.6 mg/L 以下	0.06　mg/L未満	４回／年	４回／年	省略不可項目
23	クロロ酢酸	0.02 mg/L 以下	0.002　mg/L未満	４回／年	４回／年	省略不可項目
24	クロロホルム	0.06 mg/L 以下	0.001　mg/L未満	４回／年	４回／年	省略不可項目
25	ジクロロ酢酸	0.03 mg/L 以下	0.004　mg/L未満	４回／年	４回／年	省略不可項目
26	ジブロモクロロメタン	0.1 mg/L 以下	0.001　mg/L未満	４回／年	４回／年	省略不可項目
27	臭素酸	0.01 mg/L 以下	0.001　mg/L未満	４回／年	４回／年	省略不可項目
28	総トリハロメタン（23、25.、29及び30の濃度の総和）	0.1 mg/L 以下	0.001　mg/L未満	４回／年	４回／年	省略不可項目
29	トリクロロ酢酸	0.03 mg/L 以下	0.02　mg/L未満	４回／年	４回／年	省略不可項目
30	ブロモジクロロメタン	0.03 mg/L 以下	0.001　mg/L未満	４回／年	４回／年	省略不可項目
31	ブロモホルム	0.09 mg/L 以下	0.001　mg/L未満	４回／年	４回／年	省略不可項目
32	ホルムアルデヒド	0.08 mg/L 以下	0.008　mg/L未満	４回／年	４回／年	省略不可項目
33	亜鉛及びその化合物	1.0 mg/L 以下	0.03　mg/L	１回／３年	１回／年	※２
34	アルミニウム及びその化合物	0.2 mg/L 以下	0.02　mg/L未満	１回／３年	１回／年	
35	鉄及びその化合物	0.3 mg/L 以下	0.03　mg/L未満	１回／３年	１回／年	
36	銅及びその化合物	1.0 mg/L 以下	0.1　mg/L未満	１回／３年	１回／年	
37	ナトリウム及びその化合物	200 mg/L 以下	5.4　mg/L未満	１回／３年	１回／年	
38	マンガン及びその化合物	0.05 mg/L 以下	0.005　mg/L未満	１回／３年	１回／年	
39	塩化物イオン	200 mg/L 以下	12.8　mg/L	１回／月	１回／月	省略不可項目
40	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	300 mg/L 以下	40　mg/L	１回／３年	１回／年	※２
41	蒸発残留物	500 mg/L 以下	78　mg/L	１回／３年	１回／年	
42	陰イオン界面活性剤	0.2 mg/L 以下	0.02　mg/L未満	１回／３年	１回／年	
43	ジェオスミン	0.00001 mg/L 以下	0.000001　mg/L未満	１回／３年	１回／年	※３
44	2-メチルイソボルネオール	0.00001 mg/L 以下	0.000001　mg/L未満	１回／３年	１回／年	
45	非イオン界面活性剤	0.02 mg/L 以下	0.005　mg/L未満	１回／年	１回／年	※２
46	フェノール類	0.005 mg/L 以下	0.0005　mg/L以下	１回／３年	１回／年	
47	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	3 mg/L以下（注２）	3　mg/L以下	１回／月	１回／月	省略不可項目
48	pH値	5.8 以上 8.6 以下	6.7～7.0	１回／月	１回／月	省略不可項目
49	味	異常でないこと	異常なし	１回／月	１回／月	省略不可項目
50	臭気	異常でないこと	異常なし	１回／月	１回／月	省略不可項目
51	色度	5 度 以下	0.1　度未満	１回／月	１回／月	省略不可項目
52	濁度	2 度 以下	0.1　度	１回／月	１回／月	省略不可項目

※１ 番号 の欄は水道法に基づき検査頻度・回数の省略ができない項目である。

※２ 水源域に汚染源が存在せず、過去３年間の検査結果が基準値の1／5未満であるときは、概ね１年に１回以上。
過去３年間の検査結果が基準値の1／10未満であるときは、概ね３年に１回以上とすることができる項目。

※３ 水源及びその周辺の状況を勘案し、検査を行う必要がないことが明らかであると認められる場合は省略可。

※４ ペルフルオロオクタンスルホン酸（別名：PFOS）及びペルフルオロオクタン酸（別名：PFOA）